

南島原市ふるさと納税業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「南島原市ふるさと納税業務委託」にかかる契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 南島原市ふるさと納税業務委託
- (2) 業務内容 別紙「南島原市ふるさと納税業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
なお、契約締結日の翌日から9月30日までは、業務開始準備期間として支払いは発生しない。
- (4) 寄附実績 令和3年度 寄附件数 77, 256件
寄附金額 651, 868, 019円

3. 見積限度額

寄附額に対する単価契約とし、寄附金額の8%（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。
なお、返礼品及び返礼品発送経費は含まれない。

4. スケジュール

- 令和4年4月20日（水） 募集要項・仕様書の配布、質疑の受付開始
- 令和4年4月28日（木） 質疑の受付期限
- 令和4年5月 9日（月） 質疑の回答期限
- 令和4年5月13日（金） プロポーザル参加表明書の提出期限
- 令和4年5月27日（金） プロポーザル提案書の提出期限
- 令和4年6月 1日（水） 書類審査
- 令和4年6月15日（水） プロポーザル審査会

5. 参加資格

日本国内に事業所を有し、次の項目に該当しないこと

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (2) 南島原市から指名停止を受けている、又は受けることがあきらかであるもの
- (3) 商法（明治32年法律第48号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- (4) 最近1年間の都道府県民税、市区町村民税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの

(5) 提案書の提出期限の日までの6ヶ月間において、手形交換所で不渡手形若しくは、不渡り手形を出した事実、又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実があるもの

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

※なお、応募後、契約締結日までの間に、これらのいずれかに該当することとなった場合、応募は取り消される。

6. 参加手続

(1) 担当部署、問い合わせ先

〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2

南島原市地域振興部地域づくり課（担当：松浦、大野）

電話 0957-73-6631

FAX 0957-82-3086

メールアドレス furusato@city.minamishimabara.lg.jp

(2) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領および仕様書を理解した上で、次の書類を提出することとする。

①参加表明書 1部

②提案書 7部

③会社概要書 7部

④担当予定者の略歴 7部

⑤業務実施体制 7部

⑥見積書 1部

(3) 書類提出

提出日 ① : 令和4年5月13日（金）12:00まで

②～⑥ : 令和4年5月27日（金）12:00まで

提出場所 (1)に同じ

提出方法 持参または郵送に限る

7. 質疑・応答

質疑期間 公募開始日から令和4年4月28日（木）12:00まで

質疑方法 書面による（FAXまたはメール）※様式自由。

※送信後は、必ず着信確認を行うこと。

回答日 令和4年5月9日（月）予定

8. 提案書作成要領

(1) 提案内容

提案書は、次の事項について説明すること。

- ア 業務体制及び導入計画について
- イ ふるさと納税寄附者データ管理について
 - ・寄附者データの受取りから返礼品の発送までの業務の工程について説明すること。
 - また、年末の急激な寄附者の増加した場合の対応方法についての説明も併せて行うこと。
- ウ 個人情報保護対策について
- エ 返礼品等の発注及び配送管理について
 - ・返礼品を寄附者へ配送するまでの概要を説明すること。また、返礼品出品事業者との連携方法についての説明も併せて行うこと。
 - ・配送状況の確認方法、配送遅滞又は返礼品等の破損等のトラブルがあった場合の対応方法について説明すること。
- オ 寄附者等からの問合せ対応について
- カ 本市ふるさと納税のプロモーションについて
- キ ふるさと納税制度の活用促進に係るコンサルティングについて
 - ・本市ふるさと納税の推進のため、提案者が実施することのできるコンサルティングの内容について説明すること。
- ク その他自社の優位性について
- ケ 業務に要する費用について

(2) 提出書類

ア 提案書

任意様式（A4判サイズ縦、横、枚数不問）とする。なお、「前号ケの業務に要する費用について」については、イの参考見積書を用いて説明すること。

イ 参考見積書

事務手数料、その他必要費用等を記入すること。

9. 評価方法等

「ふるさと納税業務委託業者プロポーサル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、本業務に最も適していると認められる受託候補者（1事業者）を選定する。審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

評価基準に基づき、企画提案書を審査委員が採点し評価する。

(3) 候補者の選定

- ① (2) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- ②本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③参考見積書の金額が3.の見積限度額を超える場合
- ④評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10. 選定方法

(1) 書類審査

審査日程 令和4年6月1日(水) 予定

参加表明者の中から書類審査により候補者を3～5業者選定するものとする。なお、参加表明者が5事業者に満たない場合は、省略するものとする。

候補者選定後、参加者全員に対し、選定または非選定の結果を電子メールおよび郵送にて通知する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

審査日程 令和4年6月15日(水) 予定

書類審査による選定された候補者の中からプレゼンテーション及びヒアリング等により1社を選定するものとする。

ア プレゼンテーション及びヒアリングは、1社ずつの呼び込み方式とし、1社の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ プレゼンテーション等の実施場所には説明者及び補助者の計3名までが参加できるものとする。

ウ 欠席をした場合は、企画提案書の審査及び評価並びに優先交渉事業者の選定から除外する。

エ 提出された企画案書と同一の図や写真を用い、プロジェクター投影による説明は可能とする。ただし、プロジェクター、スクリーンは本市が準備する。

選定後、プレゼンテーション及びヒアリングに参加した業者全員に対し、選定または非選定の結果を郵送にて通知する。

11. 契約手続

(1) 選定された者と南島原市(以後、本市とする。)との間で、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、毎月払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

12. 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は返却しない。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外において、提出した者に無断で利用しない。

- (4) 本市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

13. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成や提出に係る費用など、必要な経費はすべて提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (3) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、6.(1)あてに提出すること。
- (4) 企画提案書等の著作権は当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類について、本市が必要と認める場合に、本市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。